

岩職労発第 号
2025 年 10 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県職員労働組合
中央執行委員長 小田嶋 智 昭

家畜伝染病等の危機事案発生時における対応に係る要請書（第 2 次）

日頃から県政の推進及び職員の勤務労働条件の改善に努力されている貴職に対し敬意を表します。

さて、去る 2025 年 1 月 2 日、本県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されて以来、2 か月近くにわたり、現地における防疫作業や、対策本部・支部における業務等、昼夜を問わない過酷な業務に多くの職員が従事しました。

これまでの間、高病原性鳥インフルエンザや豚熱による防疫作業をはじめとした危機管理業務の教訓を踏まえ、従事する職員の勤務労働条件等については、徐々に改善されていますが、今般の高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に係る対応に関しては、年始で職員の招集が困難であったうえ、複数箇所を相次いで疑似患畜が確認されて従事期間が長期となる等、これまで本県が経験したことがない事案であったことから、勤務・労働条件、労働安全衛生等をめぐる諸課題が明らかとなっています。加えて、今後の家畜伝染病等の防疫を見据えた対策等についても、従事した職員から改善を求める声が多数挙がっているところであり、これらの意見を踏まえた検証を行うとともに、今後の家畜伝染病等の危機事案に向けた対策を講じることが必要と考えます。

については、家畜伝染病等の危機事案発生時における対応について、真摯に検討のうえ、適切な改善を行うよう、以下のとおり要請します。

記

【重点事項】

- ・ I 1 (1) 防疫等作業手当の大幅引上げ
- ・ I 2 (4) 現地経費の支給
- ・ I 3 (5) 週休日及び休日における超過勤務手当及び休日給の支給
- ・ I 4 (6) 休憩スペース、更衣室及びトイレの十分な確保
- ・ I 6 (1) シフト体制の確立
- ・ I 6 (5) 派遣元所属の業務進捗への配慮
- ・ I 6 (6) 超過勤務手当予算要求の簡素化

I 職員の賃金・労働条件をめぐる課題

1 賃金

- (1) 防疫等作業手当について、2024年度からの改善により牛又は豚のとさつ業務は作業1日につき760円、その他の家畜防疫作業は380円とされたものの、今般の高病原性鳥インフルエンザ対応に係る不快感に見合った十分な手当額となっていないことから、2024年度までのコロナ感染症に係る手当（1日3,000円～4,000円）と同水準を目途として、大幅な引上げを行うこと。
- (2) 実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても、防疫等作業手当の内容について周知すること。

2 旅費

- (1) 現地作業に従事するため、自宅から出発地（県庁、各合同庁舎等）まで自家用車で移動した場合、駐車料金及び高速道路料金は旅費の増額調整により支給可能であることから、駐車料金及び高速道路料金の支給並びに領収書等の挙証資料の保存について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (2) 現地作業に従事するため自宅から出発地への移動について、公共交通機関を利用できず、かつ、自家用車を利用できない職員に対しては、タクシー料金の支給が可能である旨、周知すること。また、領収書等の挙証資料の保存について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (3) 業務に深夜まで従事し、帰宅困難となった職員に対しては、宿泊料の支給が可能であるものの、周知が十分でなく、自己負担を余儀なくされた職員がいることから、深夜にわたる業務に従事した場合における宿泊料の支給について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (4) 現地作業において、食事の支給ができない場合は、今後においても現地経費の2分の1調整を行わないこと。また、移動距離が短い場合であっても現地経費を支給すること。
- (5) 現地集合場所までの私用車移動が合理的であり、かつ駐車場所の確保が可能な場合は、職員本人の希望を前提として、現地までの私用車出張を認めること。

3 勤務時間・休日

- (1) 2日以上連続での作業従事をさせないこと。
- (2) 必要人数は十分に確保すること。
- (3) 深夜、週休日及び休日にわたる作業については最小限にとどめることとし、家畜伝染病の状況を踏まえつつ、防疫作業を行うべき時間を制約する特段の規定がない場合は、気温と気象条件を踏まえた対応を基本とすること。
- (4) 年末年始において作業従事した場合、職員本人の希望を前提として、連続での週休日振替及び代休日指定について配慮すること。

- (5) 週休日又は休日に作業従事した場合における週休日振替及び代休日指定の適用は、職員本人の希望を前提として、超過勤務手当及び休日給での対応の選択も可能とすること。また、当該予算の確保は各部局・所属任せとせず、全庁一括で所要額を確保すること。
- (6) 週休日に作業従事した場合における週休日振替及び休日に作業従事した場合における代休日指定の処理について、庶務事務の経験がない職員でも円滑に処理できるよう、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (7) 現地作業に従事するための自宅から出発地への移動について、自ら私用車を運転する時間は当然勤務時間に含まれるが、勤務時間の範囲について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (8) 現地作業に従事した後の帰着時刻について、予定時刻を前提として勤務時間の割振変更がなされ、実際の帰着時刻が予定時刻から遅れた場合は、当該時間について超過勤務手当の支給対象とすること。

4 安全衛生

- (1) 庁舎から現地までバス移動をする際に、長時間の移動となる場合は必ず1回～2回トイレ休憩の時間を確保すること。
- (2) 健康上の留意を要する職員について、健康への悪影響を及ぼす恐れのある業務への従事を強いられることのないよう配慮すること。
- (3) 健康上の理由で、現地に到着してから作業不可となった場合、当該職員には軽作業等の適切な従事業務を割り当てるとともに、それができない場合における帰宅手段を確保すること。
- (4) 人力での運搬になじまない重量物の人力運搬が生じる場合は、作業内容について厚生労働省が定める「職場における腰痛予防対策指針」を充足するものとする。加えて、女性・高齢層職員には適さない力仕事について、動員の在り方を再検討すること。
- (5) 現地作業において、従事した職員の衣類が著しく汚れ、異臭を帯びて使用不能となる事例があることから、現地作業に従事する全ての職員に対する被服貸与又はこれに代わる手当等の支給を行うこと。
- (6) 現地作業において、必要な消耗品は十分に確保すること。
- (7) 現地作業において、椅子を設置した休憩スペース、更衣室及びトイレを十分に確保すること。また、休憩時間を十分に確保するとともに、作業従事中にいつでもトイレ休憩や交代ができるような体制を整えること。
- (8) 現地作業を実施する季節に応じ、水分・塩分・スポーツドリンク・経口補水液・補食等を準備すること。
- (9) 現地作業において、食事支給の有無は明確に伝達すること。

- (10) 夜間業務に従事する職員は、体を休める必要があるため、特別休暇又は職務専念義務免除等の扱いを検討すること。

5 公務災害

- (1) 公務災害と認定されるべき負傷については、任命権者として積極的に調査のうえ、公務災害認定の申請を指導すること。また、公務災害認定の申請は、ほとんどの職員にとってなじみがないことから、申請方法について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (2) 現地作業に起因すると考えられる精神的不調について、相談支援体制を確立するとともに、対応状況について職員安全衛生管理委員会及び各地区衛生委員会に報告すること。

6 業務を支える体制

- (1) 運営班（現地作業に従事する職員）のシフトについて、所属の全職員を組み込まなければ成立せず、年度当初から無理のある計画となっていることから、育児休業、病気休暇その他配慮を要する職員をシフトから外しても成立する体制を確立すること。また、シフトから外す職員の選定基準を明確化すること。
- (2) 賃金、旅費、勤務時間等の庶務事務の処理について、各所属の庶務担当者が経験のない業務を短期間で処理しなければならないから、過重な負担となることから、庶務担当者の人員確保を含め、庶務事務の処理体制を確立すること。
- (3) 現地作業における「救護班」について、本庁や各保健所の保健師が動員されるものの、業務内容は感染症対応ではなく職員の健康管理に関するものであることから、総務部の主導により体制を構築すること。また、対応が長期化する場合に備え、外部の医療機関等への協力要請を行う体制を構築すること。
- (4) 現地作業に従事する可能性がある職員全員を対象として、全庁的な訓練を実施すること。その際には、具体的な作業内容に加え、労働条件やPPE（個人防護具）の着脱方法についても説明すること。
- (5) 現地作業に従事するとともに、期限の迫った業務を処理しなければならないから、割振変更後の勤務時間終了後に通常業務への従事を余儀なくされた事例があることから、家畜伝染病対応についてもBCP（業務継続計画）の適用対象とし、通常業務に係る本庁等からの照会や諸会議への対応を縮減すること。また、少人数の公所では、現地作業従事者の派遣により公所の業務がほとんど全て止まることから、現地作業従事者の派遣を求める場合は、業務の進捗について特にも十分な配慮を行うこと。
- (6) 危機事案への従事に伴い、通常業務の処理に充てる時間が大きく圧迫され、超過勤務が大幅な増加した場合において、各所属及び各部局が超過勤務予算の増額要求を行う場合、詳細な説明資料の提出を求めないこと。

Ⅱ その他の課題

今般の高病原性鳥インフルエンザ対応においては、職員の賃金・労働条件をめぐる課題のほか、業務執行体制をめぐる諸課題も明らかとなったことから、当組合からの意見として、以下に記した事項についても検討を要請します。

1 作業に関する情報の共有

- (1) 命令系統が不明確で、班長ではない慣れた職員が指示を出す事例もあったことから、班長が適切な指示を行えるよう、事前の訓練及び適時適切な情報提供を行うとともに、班長が全体を掌握して適切な指示出しに専念できる体制を確保すること。
- (2) 現地で業務指示を行う場合に、聴き取りにくいことがあるため、メガホンを用いる等、聴き取りやすい指示方法を用いること。

2 事前の対応計画

- (1) 食事の確保等、対応マニュアルに記載された事項が実行不能な場合があるため、記載された事項について再精査すること。

3 外部機関からの応援の受入等

- (1) 本県の県職員の脆弱な人員体制の下、県職員のみで現地における防疫作業を行うことは極めて過酷であり、かつ、通常業務を大きく圧迫することから、今後も外部委託等による対応の体制を構築すること。
- (2) 市町村職員をはじめ、外部機関の職員の応援を受け入れる際に、当該職員が作業内容や困難性を適切に知らされることなく従事する可能性があることから、応援を要請する県の責任で、応援職員に対して安全衛生の確保の観点から、適切な事前訓練及び説明を行うこと。また、県職員の「防疫等作業手当」に相当する手当の支給等、処遇面の改善を応援依頼先に働きかけること。

4 防疫措置への対応等

- (1) 人材が不足している獣医師の確保・育成を図るため支援策を充実すること
- (2) 家畜防疫の専門性や技術力の向上を図るため。家畜伝染病の最新の学理等を学ぶ研修の機会を拡充すること。